



中華民國 台灣投資通信

発行: 中華民國 經濟部 投資業務処 編集: 野村総合研究所(台湾)

April 2017

vol. 260

今月のトピックス
「新南向政策」に見る日台企業の連携機会(前編)

台湾進出ガイド
再生エネルギー発展条例

台湾マクロ経済指標
インフォメーション

【今月のトピックス】



「新南向政策」に見る日台企業の連携機会(前編)

台湾はこれまで対外貿易に依存する形で産業発展を遂げてきたが、世界のサプライチェーン構造の変化、政治・経済環境の変化、内需の低迷等の影響を受け、蔡英文総統は「新南向政策」を発表した。当政策は、東南アジア諸国連合(ASEAN)や、南アジア、オーストラリア、ニュージーランド等18ヶ国における経済・貿易、科学技術、文化等の相互の交流拡大を目指すものである。人材、資源、市場を双方に融通させ、相互補完することでウィンウィンの連携モデルの構築を念頭に、特に経済貿易協力、人材交流、医療・技術・観光等多面的な交流、地域連携の4項目を主軸に推進される。本稿では、「新南向政策」推進の背景及び4つの推進項目の詳細について説明し、また後編は日台企業の連携商機に係る具体的なビジネスモデルについて紹介していく。

「新南向政策」発展契機及び目標

台湾の製造業は内需の規模が小さく、かねてより輸出に大きく依存しながら産業発展を続けている。經濟部の統計によると、2016年の貿易総額は5,113億4千万米ドルであり、このうち輸出額は2,804億米ドル、輸入金額は2,309億4千万米ドルである。輸出国のトップは中国(香港を含む)で、輸出総額の40%を占めており、次いでASEAN10ヶ国が全体の18.3%を占めている。こうしたデータからも分かるように、台湾はこれまで単一市場への輸出依存度が非常に高く、大きなリスク要因となっている。更に、政権交代や市場環境変化に伴うサプライチェーンの再編などの影響もあり、国内産業の持続的発展に向けて、経済貿易戦略に調整が必要となっている。

なお、2016年8月16日、蔡英文総統は「新南向政策要綱領」を発表し、「新南向政策」を今後の台湾の対外経済・貿易発展の重要ポイントとして位置付けている。「新南向政策」は、ASEAN諸国や南アジア、オーストラリア、ニュージーランド等18ヶ国(以下、新南向国家)との経済貿易、IT、文化等における双方向の交流を拡大し、

経済貿易、人材交流等の面で共に協力し合いながらウィンウィン の関係を構築していくことを目標にしている。また、パートナー国との対話を強化しながら共通認識を形成し、信頼関係を強化することで問題解決を図り、相互信頼を積み重ねていく。

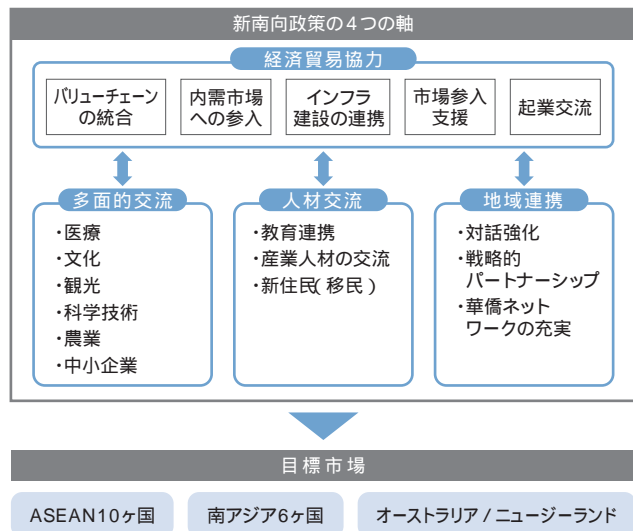
「新南向政策」推進計画のポイント

「新南向政策」は、「新南向政策推進計画」に基づき、主に、経済貿易協力、人材交流、医療・技術・観光等多面的な交流、地域連携を主軸に推進していく予定であり(図表)以下に詳細について説明をする。

一、経済貿易協力

台湾及び新南向国家との貿易協力やその規模の拡大が当政策の中核であり、具体的な推進項目としては、バリューチェーンの統合や、内需市場の開発、インフラ建設の協力、市場参入支援、革新的な起業機会の創出等が含まれている。単一サービス窓口を設立し、コンサルティングサービスを提供することで、台湾及び新南向国家との産業面における連携を深化させていく予定である。

図：新南向政策推進の軸及び目標市場



出所：行政院經貿談判辦公室、國家發展委員會公開情報、NRI整理

輸出については消費財や工作機械、医療機器を中心としている。サービス産業の輸出については、デジタルコンテンツ、フランチャイズ経営、情報サービス、健康産業、飲食業等が中心に進められる。また、インフラ建設面では、グリーン運輸、スマート物流、スマートヘルス、スマートキャンパス、電子政府、LED照明、クラウドシステム等が重点領域となり、米国や日本、欧州、シンガポール等の企業と戦略的パートナーシップを構築し、各地のリソースを活用しながら共同でインフラ整備を進めていく。

一例としては、台湾のEC事業者(PChome、Momo、Uitox等のプラットフォーム)とASEAN諸国の事業者との連携による現地市場へのサービス提供等が挙げられる。また、農業面では、「台湾国際農業開発有限公司」を設立し、高品質な台湾の農産品の輸出体制を強化する予定である。その他、市場参入の支援のため、金融サービスを多様化させ、サービス拠点も拡大させると共に、関税やその他市場参入に関連する各種問題の解決に向けての支援も強化していく。

二、人材交流

地理的にも近い台湾では数多くのASEAN諸国出身者が就労している。また世界には非常に緊密な華僑ネットワークが形成されている。こうした基礎を活かし、今後は新南向国家との人材交流活動を更に活性化させていく予定である。特に教育面での連携や産業人材の育成、台湾に居住するASEAN諸国からの人材活用を推進していく。

具体的な推進事例としては、新南向国家に拠点を持つ「台商(台湾出身者の経営する企業)」を対象に台湾で短期研修を実施したり、台湾の中小企業の経営者層を新南向国家に派遣し実習

や市場調査等を実施することで、現地市場についての理解を深めていく。その他、将来的には台湾に移住して来る“新住民”を積極的に受け入れ、大学や専門学校等でも新南向国家に関連する学科や授業の開設を奨励し、新住民の母語や多元的文化の優位性を活用しながら、市場拡大に向けた重要な人的資源としていく。

三、医療・技術・観光等多面的な交流

台湾及び新南向国家とは今のところ正式に国交を結んでいないため、文化や観光、医療、農業等のソフトパワーを活用して民間企業或いは非営利組織による双方間或いは多国間の連携機会を積極的に模索していく必要性があり、観光や文化交流等を通して人的ネットワークを強化していく。

一例として、医療面では、新薬や医療機器の開発協力を促進する。また、観光面では、台湾観光ビザの規制を緩和し、観光情報をPRする。農業面では農業技術の指導協力をを行い、関連する農業資材等の輸出を強化し、新南向国家における農業経営力の向上に寄与していく。

四、地域連携

台湾企業が単独でASEAN諸国市場を開拓する際に直面する様々な課題を解決するため、政府及び民間組織の協力体制を強化する。

特に日本企業は台湾企業よりも早い段階でASEAN諸国へ進出しており、海外展開に関する経験も豊富である。こうした中、今後は経済部が中心となり、日台の公的機関及び民間企業による連携プラットフォーム機能を強化していく予定である。日本企業との技術協力等により共同で新南向国家におけるバリューチェーンを整備し、台湾及び新南向国家間との経済・貿易活動を活性化させる。

また、政府は経済協力協議や経済連携項目に関する調印を積極的に図るとともに、既に締結した二国間投資及び租税協定等を更新及び強化していく予定である。

「新南向政策」発展に伴う日台連携の機会

上述した「新南向政策」の推進ポイントからも分かるように、日本企業はASEAN諸国や南アジア、オーストラリア及びニュージーランド等の国々における海外展開に際し、台湾のサプライチェーンや生産技術、華僑ネットワーク等のリソースを活用したり、公的機関或いは民間企業との連携メカニズムを活用することが可能となり、日台双方がウィンウィン関係を構築することが可能となる。なお後編では、新南向国家における日台連携モデルについて紹介する予定である。

(林宜蓁:y2-lin@nri.co.jp)



再生エネルギー発展条例

台湾では2025年を目標として再生エネルギーの発電比率を20%まで引き上げることが目標としている。本稿では再生エネルギーの導入促進のための特別条例である「再生エネルギー発展条例(再生能源發展條例)」の概要を解説する。

本条例は2009年に制定された。再生エネルギーの利用を進め、エネルギーの多様化を図ると共に、環境改善、産業発展、国家の持続的な発展を目指す(第1条)ために制定された条例であり、再生エネルギーを「太陽エネルギー、バイオマス、地熱、海洋、風力、貯水型でない水力、廃棄物から生まれるエネルギー」と定義(第3条)している。

中央政府は国内の経済や電力の安定供給に対する影響を見極めながら20年間に渡り、2年おきに再生エネルギーの導入目標ならびに構成比率を検討するとされている。また、再生エネルギー発電設備の導入目標を650万キロワットから1,000万キロワットとしており、500万キロワットに到達した際には経済効率、技術進歩の状況を踏まえて本条例が対象とする再生エネルギーの種類を再検討することとされている。(第6条)

再生エネルギーの買い取り価格は技術の進歩、コストの変動ならびに目標達成等の観点から、関連部局、学識経験者、専門家により組織される委員会にて検討が行なわれ毎年見直し公示することとしている。この価格設定は再生可能エネルギーの導入を奨励するため、国内の電力事業者の化石燃料発電コストを下回ってはならないと規定されている。(第9条)過去から現在までの再生可能エネルギー買い取り価格は經濟部能源局のホームページに公示されている。2016年12月に公示された2017年の再生エネルギーの買い取り価格は以下の表のとおりである。

そのほか、技術的に成熟していない設備に関しては、実証試験のための支援を中央政府が実施する旨が示されており、一定期間において優遇措置を与えることが明記されている。(第11条)それ以外にも、国内で製造されていない発電設備の輸入に際しては関税が免除される(第16条)との規定もある。

再生可能エネルギーの導入支援に係る補助については、電力事業者、自家用発電設備保有者から拠出されている基金や、石油基金等を財源として実施され、買い取り価格への補助、設備への補助、プロモーション等に対する補助などが示されている。

民国106年度(2017年)再生エネルギー買い取り価格

エネルギー区分	分類	装置容量	買い取り価格(元/度)		
風力	陸上	1kW以上20kW未満	8.9716		
		20kW以上	LVRT機能装備	2.8776	
	LVRT機能なし		2.8395		
	洋上	無区分	20年固定方式	6.0437	
			段階調整方式	前半10年	7.4034
				後半10年	3.5948
自流式水力	無区分	無区分	2.9512		
地熱	無区分	無区分	4.9428		
バイオマス	嫌気性消化設備なし	無区分	2.6000		
	嫌気性消化設備あり	無区分	5.0087		
廃棄物	無区分	無区分	3.9839		
その他	無区分	無区分	2.6000		

LVRT : Low Voltage Ride Through

出所：經濟部公告(2016年12月13日)

台湾マクロ経済指標

年 月 別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (億米ドル)						物価年増率(%)		為替レート	
	実質GDP (100万元)	経済 成長率(%)		総金額	日本	輸出	年増率(%)	輸入	年増率(%)	貿易収支	年増率(%)	卸売物価	消費者 物価	NTD/USD	JPY/USD
2010年	13,787,642	10.63	26.47	3,798,680	399,984	2,780.1	35.2	2,562.7	44.3	217.3	-22.6	5.46	0.96	31.64	87.78
2011年	14,312,200	3.80	4.69	4,903,901	444,703	3,129.2	12.6	2,880.6	12.4	248.6	14.4	4.32	1.42	29.46	79.81
2012年	14,607,569	2.06	-0.32	5,547,319	414,265	3,064.1	-2.1	2,773.2	-3.7	290.9	17.0	-1.16	1.93	29.61	79.79
2013年	14,929,292	2.2	0.56	4,924,480	408,533	3,114.3	1.6	2,780.1	0.2	334.2	14.9	-2.43	0.79	29.77	97.60
2014年	15,529,606	4.02	6.63	5,751,213	547,307	3,200.9	2.8	2,818.5	1.4	382.4	14.4	-0.57	1.20	30.37	105.94
2015年	15,641,351	-0.79	-1.49	4,782,003	453,161	2,853.2	-10.9	2,372.2	-15.8	481.2	25.8	-8.84	-0.31	31.09	121.04
2016年															
2月			-4.83	428,337	6,342	177.5	-12.0	135.8	-13.4	41.7	-7.1	-4.90	2.41	33.55	115.09
3月			-2.84	323,437	59,810	227.2	-11.4	181.9	-17.1	45.3	22.3	-4.92	2.01	32.86	113.07
4月			-3.93	278,335	26,819	222.3	-6.6	174.4	-9.6	47.9	6.3	-4.21	1.87	32.36	109.97
5月	3,893,377	1.13	2.13	3,584,583	18,878	235.4	-9.5	200.2	-3.4	35.1	-33.6	-2.80	1.23	32.57	109.06
6月			1.88	385,012	30,734	228.6	-2.2	192.9	-10.1	35.7	84.5	-2.80	0.91	32.40	105.49
7月			0.80	567,072	14,393	240.9	1.1	204.2	-0.6	36.8	11.8	-2.48	1.23	32.12	103.97
8月	4,037,876	2.12	8.51	556,482	14,666	246.6	0.9	206.4	-1.0	39.9	11.7	-3.97	0.57	31.58	101.27
9月			5.65	3,457,049	27,918	225.6	-1.9	181.8	0.7	43.8	-11.1	-3.78	0.33	31.48	101.94
10月			5.17	207,462	29,597	267.4	9.3	223.1	19.2	44.3	-22.8	-1.82	1.70	31.57	103.82
11月	4,158,527	2.88	10.46	342,454	43,545	253.3	12.3	210.2	2.8	43.1	100.7	-0.39	1.97	31.76	107.62
12月			7.41	403,548	43,198	257.0	14.0	208.4	13.2	48.6	17.2	1.79	1.70	32.01	115.90
2017年			3.46	366,860	111,516	237.4	7.0	202.5	8.6	34.9	-1.3	2.71	2.25	31.74	114.75

出所：中華民国經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

2017年 台北国際食品見本市 (Food Taipei 2017)

概要	台北国際食品見本市は、世界各国の生鮮果実や水産物など様々な食品・食材が一堂に集まる台湾最大の食品見本市である。昨年は、1,000社以上の企業が2,148ブースを設置し、6万人以上が来場した。同時期に「台湾国際食品加工設備及び製薬機械見本市」、「台北国際包装工業見本市」、「台湾国際ホテル・レストラン及びベーカリー産業界見本市」、及び「台湾国際ハラル製品見本市」も開催される。詳細は下記サイトまで： http://www.foodtaipei.com.tw/zh_TW/index.html
日時	2017年6月21日(水)～6月24日(土)
出品物及び 展示テーマ	生鮮青果、農産物加工品、家禽製品、シーフード、食肉・食肉加工品、食用油、乳製品、健康食品、冷凍食品、缶詰類、焼き菓子、ビスケット、ワイン・アルコール飲料、コーヒー・紅茶、ジュース・清涼飲料、アイスクリーム、調味料、菓子類 等
展示会場	台北南港展覽館 1館 上層展示フロアM・N区、下層展示フロアJ・K区(台北市南港区經貿二路1号) 台北世界貿易センター展覽大樓 1階 A区(台北市信義区信義路五段5号)
主催	中華民国對外貿易發展協會(TAITRA)
お問合せ及び 資料請求	台湾貿易センター(TAITRA)東京事務所 TEL : 03-3514-4700 FAX : 03-3514-4707 E-mail : tokyo@taitra.gr.jp 中華民国對外貿易發展協會(TAITRA) TEL : 886-2-2725-5200(李卿菁 内線2677) E-mail : foodtaipei@taitra.org.tw

ジャパンデスク連絡窓口 (日本語でどうぞ) ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部 投資業務処	台北市館前路71号8F	TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497 担当：易至中 ext.221
野村総合研究所(台湾)	台北市敦化北路168号10F-F室	TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621 担当：小長井教宏 ext.129 / 莊雅喬 ext.150
野村総合研究所 経営コンサルティング部	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ	TEL: 080-5689-5783(直通) 担当：杉本洋

● ジャパンデスク専用 E-mail:japandesk@nri.co.jp ● ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所(台湾)宛にお願い致します。